

小松島市基準緩和型通所型サービスA 事業所説明会の実施について



小松島市では「介護予防・日常生活支援総合事業」において、本市独自の基準によるサービスである「通所型サービスA」を実施する予定です。

「通所型サービスA」は、利用者の日常生活やレクリエーション、行事、体操等を通じた介護予防に資するミニデイサービス（サロン）のような場を想定しており、この度「通所型サービスA」についての事業所向け説明会を実施します。

参加希望の事業所につきましては、ホームページより申込書をダウンロードしていただき、右記申込先まで提出してください。

【申込書提出期限】11月13日(木)

【説明会日時】11月22日(金)午後2時から午後3時まで(午後1時30分受付開始)

【対象者】小松島市基準緩和型通所型サービスAの指定申請を考えている事業所

※席に限りがありますので、各事業所1~2名程度まで。

【会場】市役所4階 大会議室

【お問い合わせ・申込先】

市介護福祉課(市役所1階⑦番窓口)

☎ 32・3507／FAX 35・0272

Mail: kaigofukushi@city.komatsushima.jp-tokushima.jp

ご存じですか？障害者差別解消法

この法律では、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めていきます。そのことによって、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会をめざしています。

不当な差別的取り扱い

障がいを理由にして、正当な理由もなくサービスの提供の拒否、または制限をすることです。正当な理由がある場合は、障がいのある人にその理由を説明し理解を得ることが大切です。

【例】

- 障がいを理由に、お店への入店やサービスの提供を断る。
- アパートを借りようとした時、障がいを理由に断る。
- 本人を無視して介護者や支援者にだけ話しかける。

合理的配慮

障がいのある人から、何らかの配慮を求められた時に、負担が重すぎない範囲で対応することです。「特別扱い」や「優遇」と違い、サービスを受けるために必要な配慮です。

【例】

- 障がいのある人の障がい特性に応じて座席を用意する。
- 知的障がいのある人に対してわかりやすい言葉を使ったり、イラストを使って補足する。
- 段差があり車いすが利用できない場合に、スロープなどを使って補助する。
- 代筆を求められたときに、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。

【障害者差別解消法に定められた差別解消のための取り組み義務】

	国・都道府県・市町村などの役所	会社やお店などの事業者
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止
合理的配慮	法的義務	努力義務

【お問い合わせ先】市介護福祉課障がい福祉担当(市役所1階⑨番窓口)

☎ 32・2279／FAX 35・0272／Mail:s-kaigo@city.komatsushima.jp-tokushima.jp